

議案第35号

債務不存在確認請求事件に対する反訴の提起について

大阪地方裁判所平成26年（ワ）第9731号債務不存在確認請求事件について、次のとおり反訴を提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成27年6月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

1 当事者

(1) 反訴原告（本訴被告）

守口市

代表者 市長 西端 勝樹

(2) 反訴被告（本訴原告）

大阪市西区江戸堀1丁目25番30号

タット・建設株式会社

代表者 代表取締役 大川 大助

## 2 請求の趣旨

- (1) 反訴被告（本訴原告）は、反訴原告（本訴被告）に対し、金5,145万3,706円及びこれに対する反訴状送達の日から翌日から支払済まで年6分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、反訴被告（本訴原告）の負担とする。  
との判決並びに(1)についての仮執行宣言を求める。

## 3 請求の原因

### (1) 対象工事

反訴被告（本訴原告）及び反訴原告（本訴被告）は、平成26年7月3日、下記の建設工事請負契約を締結した。

#### <工事①>

工事名：（仮称）寺方保育所・南保育所統合園舎新築工事及び第二中学校⑮棟解体工事

工事場所：守口市寺方元町4丁目1番の一部

請負代金：339,120,000円

#### <工事②>

工事名：守口市第二中学校・第四中学校統合校 校舎外新築工事

工事場所：守口市西郷通3丁目7-4、7-5、7-6、7-7、12-9、12-1

請負代金：382,320,000円

### (2) 契約解除

反訴被告（本訴原告）は、平成26年7月28日付書面で、反訴原告（本訴被告）に対し、工事の実現の断念及び契約の無効並びに取消を通知した。反訴原告（本訴被告）は、これにより工期内に工事が完了しないことが明らかになったとして、平成26年8月12日付同18日到達の「回答書」と題する内容証明郵便によって、債務不履行を理由として、契約を解除した。

### (3) 違約金

本件契約（建設工事請負契約書）第46条第2項に基づく請負代金の10分の1に相当する額の違約金請求権を有する。

(4) 出来高査定額

<工事①>

出来高査定額：20,690,294円

<工事②>

出来高査定額：0円（工事未着工による為）

(5) 違約金の合計額

① 工事①について

$339,120,000円 \times 1 / 10 - 20,690,294円 = 13,221,706円$

② 工事②について

$382,320,000円 \times 1 / 10 - 0円 = 38,232,000円$

①+②=51,453,706円

4 訴えの提起の理由

本市を本訴被告として提起された大阪地方裁判所平成26年（ワ）第9731号債務不存在確認請求事件において存否が争われている違約金請求権について、本訴原告に対し、上記3（5）の違約金の合計額金5,145万3,706円及びこれに対する反訴状送達の日から翌日から支払済まで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求めるため、反訴を提起するものである。